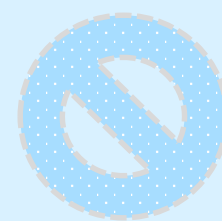


研究不正の防止に向けて ～責任ある研究活動を推進するために～



研究費の原資は国民の税金によって賄われています。また、研究活動における公正性は科学の健全な発展のため不可欠です。研究活動に携わる全ての者の責任ある行動が求められます。

日本女子大学は研究不正を未然に防ぐための環境整備に取り組んでいます。

➤ 研究活動に携わる者の責務

1. 研究活動上の不正行為防止のために

- ・研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership、査読における不適切な行為など）の禁止、他の研究者による不正行為の防止義務
- ・研究倫理教育に関する研修の受講義務
- ・研究活動における正当性の確保（第三者による検証可能性の担保、実験データ・研究資料等の保存・管理義務）

〈指導的立場にある研究者の管理責任〉

- ・指導的立場にある研究者には、研究の実施や論文等の執筆、投稿にあたり必要な確認を行う体制を構築し、管理責任を果たすことが求められる。
- ・たとえ当該研究者が不正行為には関与していなくても、不正行為のあった論文等の責任を負う著者である場合には、処分の対象となり得る。

2. 研究費の不正使用防止のために

- ・研究費の不正使用（経費の不正請求、プール金、目的外使用、私的流用、不正受給）の禁止
- ・配分機関、研究機関が定める研究費使用ルールの理解及び遵守、所定の誓約書の提出
- ・コンプライアンス教育に関する研修の受講義務
- ・研究費が社会から負託された資金であることを自覚した適正な使用及び管理

〈適正な執行のために〉

- ・適切な年間計画の下で研究を実施し、研究費の目的に則し、事業期間中に執行を行う。
- ・物品購入や役務外注における経済性や効率性を考慮した調達を心掛け、適正な見積合わせにより業者との癒着を排除する。
- ・旅費、人件費・謝金における事実確認を徹底する。
 - …出張報告書：①旅費の支給が適正であることが確認できるように、出張順路や各日の用務内容・時間を明確に記載する。②目的外使用がないことが確認できるように、出張で行った用務について研究課題との関連性がわかるように記載する。
 - …競争的研究費による雇用の場合：①作業従事者は、「出勤簿・従事時間報告書」に、その日の業務内容、勤務時間を出勤日毎に本人が正確に記載し、使用者に報告する。②事務局から勤務者本人や使用者へ電話をする等の方法により、不定期な勤務状況確認を実施する。

➤ 研究不正防止に関する本学の取り組み

- ・文部科学省ガイドラインに基づく行動規範・規程・責任体系の整備、「不正防止計画」の策定
 - …「日本女子大学における公的資金研究費等の使用に関する行動規範」、「日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程」「日本女子大学研究活動行動規範」、「日本女子大学研究活動における不正行為への対応に関する規則」
- ・「不正防止計画」に沿ったコンプライアンス教育・啓発活動、研究倫理教育（eAPRIN、研究倫理講習会）の実施
- ・内部監査の実施（通常監査、特別監査、リスクアプローチ監査）
 - …2025年度は7月より実施。書面による監査、物品の納品状態や管理状況の現地監査、業者に対する取引の事実確認、出張者・契約職員へのヒアリング等を実施。
- ・通報(告発)窓口、相談窓口の設置
 - …不正使用に関する窓口 → (学内窓口) 内部監査室「公的資金研究費に関する通報」担当
(学外窓口) 並木通り法律事務所
 - …不正行為に関する窓口 → 学務部研究支援課

受付方法→



(不正使用) / (不正行為)

※規程に基づき通報者のプライバシーは保護され、通報を理由としていかなる不利益な取扱いも受けることのないよう保護されます。